

明治四年辛未十二月

18
115
15

明治四年辛未十二月
當國新聞
第五號

東京書林

北島茂兵衛
山中市兵衛



特8
115
15

萬國新聞第十五號

ジャバンヘラルド新聞第二千五百十三號

明治四年辛未十一月九日刊行

數個年以來東京の市中より政府より取立ある歲租稅は積高ハ
當時八百萬兩又及ヘモ云此積金ハ後來市中及び港内航
船の改革費用を供給するふれし東京市中よりハ毎度大火
あり之を概算にて凡十五個年の間より市中全く焼失し
悉く再建次第ふ至る程ある此の如く屢々出火あれ所以比
者ハ東京市中の家屋十五分一ハ材木にて造述由り年々大

火の焼物となるるが専ら此等の災害以防ふせん爲み煉化
石の墻塀を建て、市中區々の分界を爲し、の企あざ

電信機報告

倫敦第十二月八日

英國の太子ハ先達より熱症にて木曜日にハ安心あらざり
しあ先達此夜ハ凌遲をきとを病勢大み増し、甚を危篤乃
容體なり

今日ハ太子の病氣甚危篤の場合ならずと前以て手當の用
意を爲さる。

倫敦第十二月九日

英國太子の病氣ハ甚を心配致む様模様ある

ジャパンヘラルド新聞第二千五百九號

明治四年辛未十一月四日刊行

イ。エム。ウエンリード氏ハ布陸政府より再び領事總官の命
を受たり依て日本政府よる其賀狀を送り、ウエンリード
氏先づ領事總官として日本と交接をし、布陸政府の爲め
裨益多ありとが未だ此人の如く能く交接に注意せし者な
らざりし

先達て吉原大火の節外國人二名焼死せると風説せしら姓
名及び居所慥に知れざる由あり

先達より吉原大火の節火災を遁れある家より又出火せしら
消防能く行届忽ち消火せモ賤民は說り一度出火の緒口
を開くハ又必次大火あひて市街全く焼失シヘシと云へり
一度ひ僥倖ひ災を遁るくとも必しも後患あり可あり次宣
矣かよ樂あれハ苦ありとハ

此度堀割川浚に日本の踏水車を用ひ其迂遠ある事人等驚
志る足を察別して横濱の如き開港場までハ外國比便利
ある器械を備へれどに何故より外國の抽水器等用ひ候
や若抽水器を用ひなハ河浚ひ忽ち出來し且迄政府の費用
も少なら候をし

横濱より往復次旅船の熟路よりて近頃日本船不幸にして沈
没志あると港長より布告あり此船ハ軍艦バロツサ號より
半里冲にて東角は浮標よ京北東の方より一里の四分一を離
れて水中凡六尋程の處より沈むる

ジャパンヘラルド第二千五百十一號

明治四年辛未十一月七日横濱刊行

今朝第三字半東京淺草御厩河岸より出火し家藏數多焼失せ
る

佐渡ヶ島金山へ浪士三千余人徒黨し騒動と爲ひとより政
府より布告あり同所より在る外國人ハ佐渡の縣廳よりの達

より新潟縣へ移住せり依之鎮撫とて越後諸郡より人數を出し又大砲を送られたる

廿三日出帆セ米國蒸氣船にて日本貴家の女子六名亞米利加留學セ爲め行かれたマ

政府ヨリ銀圓通用の事を決定しるに既而其數三百萬圓大坂造幣寮より出るを以て以來二分金通用よ面倒あれハ制禁シして必次二分の通用をもへく又新貨幣二分金及び金札共相場違ひあれましき旨布告されん

東京ニ於て乞食非人を救助シ爲め取建られし教育所當節用金不足ニ付閉られセリ其内ニ居る者共ハ東京町々所

々の役所へ渡状をとり之より依て町々此輩は犯罪也恐ると云又惡徒ハ凡て捕押ヘ又住所親戚朋友等くちて戸藉に入り状者を高輪ヨリ船に乗せ諸方の住民少なき地へ送るをしたマ

昨日ゴーブル氏亞米利加人水夫五人ニ白衣を着セ本牧の海水に入り名を付る時の沐浴の定例を爲め事を世話せり新政府にてハ從前特別に免許を受クテ専ら我意を揮ひ跋扈セシ者を止メ未だ其我意を止め未だ汝或る時一商人あり東京に至る日急事より人力車及び人足三人を雇ひ馳せド處諸關門取締役々如此き多人數雇ひある所以を問乙

とをと其時一人の人は足宣とく答たり併し此咎めを受る前
如此事屢々なり且當人陳て曰先達て政府より何者よそ
を馬上或は其他勝手次第との事を觸示抗争をと然れハ如
何なれ事を爲済共故障なる事へし又如此事なしハ何れの
者ハ免許し又何者ハ許候るに判然る該觸示あはゞ可
ふらす

日本人乗馬の事ハ相當な衣服を着し口付の別當を雇ハ
自由ある事無事報布告あてし處横濱にて大いに妓樓の主
人兼て官人の形象を好と志に或日新到の南部産の馬に乘
り幕府の閣老の如き美麗な衣服を飾り鍼橋より神奈川

の方へ行あひ或る士官途中にて出會ふ共一向知らひ只
政府の重官横濱へ見舞ひし事を思居たり此時取締役佛公
使館の傍よア舟を走らせ神奈川に至り彼者を差止め馬共
に知事公の目前へ引歸した但是ハ如何なる事や知らひ閣
老の如き形象も直に顯され忽ち一人の平民となまり彼者
ハ唯衣服を飾りし而已よして別よ惡事を爲さしに非ひ
是迄貨幣を替ふ事面倒ふして外國人何時を墨是哥銀を替
る時ハ損失を爲せた今度布告あたゞ貨幣の善惡を撰と何
取ふても引受をき事と命ざられをと且ば又如此あれハ一
々善惡を撰む爲め一々兩替店へ行く如き煩き事ならぬを

しと云然れハ處ニ隨テ各異なる貨幣使用シムの無理ある
法を省みて面倒モラシモト願ふア

ジヤパンヘラード第二千五百十五號

明治四年辛未十一月十一日刊行

今度出帆ニ蒸氣船にて加州舊知事ハ子息兩人修行の爲め
歐羅巴ヘ行キアリ尤一人ハ倫敦ニ留學し一人ハ巴里ニ留
學ニヨキ由モ

サンフランシスコ舡ニ滯在次第日本の領事官シイ・ダブリ
ウ・ブルックス氏ハ日本の使節ニ華盛頓ニ誘引シ又恐らく
ハ歐羅巴ムも誘引次モ

蒸氣アメリカ舡ハ船客及び荷物等充滿セア荷物ハ餘ア多
分あれ付多くモ取除ム京上等ハ船客凡七十人ハ日本の
使節ナ京猶是ヨア幾多は下等船客アモ日本使節の從者ア
京

太政官日誌ニ日本旗章改正の事アリ是迄ハ只白地ニ日の
丸ナミム京シテ此度改正ノ旗の四角ヨア日ナ丸迄青き線
ヲ付スアモ
チシゴンヤン船神戸ヨリ航海の途中ヨア或ニ日本船客所
持の金二百七十圓を盜まれテ京此盜賊ハ多分日本の小使
ムをもして吟味最中モ

日本の來月十五日より横濱にて日本の大祭あるへしとあ

モ
昨夜和蘭の欽差ハ日本之使節並辨務使を饗應せア同夜神奈川縣參事ハ各國領事官と夜食を馳走るも今夜ハ裁判所ふと日本之使節乃饗應アマ

ジヤパンヘラード第二千五百十六號

明治四年辛未十一月十二日刊行

頃日横濱商社よて此度使節は用意金三拾萬圓の爲替を取扱ア

此度の使節外國よテ歸朝の後ハ必次 天皇陛下も亦洋行

一玉ひそ凡て一個年ハ外國可行在レ玉ふをしと云
日本使節ハ今朝アメリカ船ふて出立次此時日本の兵隊三百人波戸場迄護送ア且小蒸氣船にて飛脚船み乗組の間ニ神奈川臺場及び滯港の軍艦よて十九發の祝砲あ宗アモ
耶蘇誕日にハ屠牛家にて其見世又肉類を飾れモ一般之風俗ふれハ當所みても諸家大に競_ア飾_シト爲ルも我輩見聞次る日本屠牛場並_アボルグス糸社中ドモニー糸社中ドグシス糸社中_ア共_ア屠牛會社_ア名_ア及_ア其他の諸店爭ヒ飾_シる中に就て日本屠牛場ハ勉_ア新鮮_ア牛肉豕肉羊肉等を撰_シ日本國ふて極上品_ア者を掛_シる_ア

卷之二
十一月